

監査告示第1号

定期監査等の結果について

地方自治法第299条の規定を準用し、同法第199条第2項及び第4項の規定に基づく定期監査を実施したので、地方自治法第199条第9項並びに大東四條畷消防組合監査委員条例第2条第2項の規定によりその結果を別紙のとおり公表します。

令和4年1月25日

大東四條畷消防組合監査委員 乗本 良一

大東四條畷消防組合監査委員 小南 市雄

令和3年度定期事務監査の結果

1. 監査の対象

(定期監査)

全課

2. 監査の期間

令和3年11月29日～令和3年12月23日

3. 監査の方法

大東四條畷消防組合監査委員監査基準の規定に基づき、公印の押印について、押印事務に関する書類の提出を求めた。

これらをもとに公印保管者から事情を聴取し、その事務事業が法律、条例、規則、要綱等に従って、合法・妥当な内容で執行されているか、また、効果的、効率的な執行に努められているか等について監査を行った。

4. 指摘及び留意事項

一部に留意、改善すべき事項が見られたので指摘しておく。

(1) 公印取扱者の指定について

公印の押印について、公印取扱者として指定することなく、公印保管者の所属課員が押印している状況が確認された。

公印の押印については、公印規則第10条において、公印保管者は、所属職員の中から公印取扱者を指定することができ、公印取扱者は、公印保管者の指揮監督を受けて、公印に関する事務を処理することが規定されている。

したがって、公印規則に基づき、公印取扱者を指定する等の手続きを取り、適切に実行するよう改善を求める。

(2) 公印の押印文書の見直しについて

押印する文書を見直すことは、押印をなくすこと自体が目的ではなく、行政手続における市民の負担を軽減し、市民の利便性を図ることが目的といえる。申請手続のオンライン化を促進し、受付業務やその先につながる業務フローのデジタル化、それによる行政サービスの向上へとつなげる端緒となる取組である。

今回、公印の押印文書の見直しについては、実施に至っていないということであったので、迅速に事務の執行に努められたい。

5. 監査委員意見

今年度は、「公印の押印」について監査をおこなった。

その結果、公印保管者の所属課員が押印している状況があった。このことは、公印規則第 10 条に明記されていることから、公印取扱者を指定する等の手続きを取り、適切に実行されたい。

また、押印の不要、省略等の見直しについてであるが、「公印」は、文書内容について官公庁が責任を負う事を明らかにするものであり、扱う職員は、その責任と意義をしっかりと認識し、取扱いには十分注意をすることが肝要であるといえる。そのため、押印する趣旨の合理性の有無や、代替手段などをよく検討のうえ、見直しにあたられたい。